



◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証(又は登録識別情報等通知書, 自動車検査証返納証明書, 登録事項等証明書など)
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。)
- 3 自動車運転免許証(申請人又は来庁者の住所が確認できるもの)
- 4 保証人届出書(申請者が市内に住所を有しないときは, 市内に住所のある保証人を定めていただくことになります。)

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は, 1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金, 又はこれが併科されます。  
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証, 番号標の有効期限が満了したときは, 速やかに返納してください。この返納期限内に許可証, 番号標を返納しないときは, 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。  
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ, 運行してはなりません。
- 4 上記1~3に該当すると思われる場合は, 本申請に関する情報を管轄警察署に情報提供します。

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は, トヨタ, ニッサン, ホンダ, マツダ 等と記入してください。
- 2 形状は, 該当番号に○印をつけてください。  
「6 その他」の場合は, ( )内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3 車台番号は, 車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は, 該当番号に一つだけ○印をつけてください。
- 5 運行の経路は, 運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。  
(例 鹿嶋市~○○市~鹿嶋市 等)
- 6 許可を受ける方は, 申請人欄に必ず記入してください。  
(申請人と来庁者が異なる場合は, 番号標受領者欄も記入してください。)